

わたしは 厚生労働大臣 免許保有証 を着用しています

医師以外の方で あん摩マッサージ指圧、
はり、きゅうを業として行うためには、
国家資格が必要であることをご存じですか？

みほん 厚生労働大臣免許保有証

氏名：東洋 七夕
生年月日：平成10年7月7日
免許登録番号

あん摩マッサージ指圧師	厚労第123456号
はり師	厚労第456789号
きゅう師	-----

上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。

有効期限：令和13年3月31日

厚生労働大臣指定試験登録機関
公益財団法人
東洋療法研修試験財団



国家資格を保有していることを示すため、厚生労働省の
指定登録機関である(公財)東洋療法研修試験財団が
「厚生労働大臣免許保有証」を発行しています。

○あはき師免許証は賞状型(紙製)です。
カード型の厚生労働大臣免許保有証は希望者に
発行するもので必ず保有しなければならないもの
ではありません。



厚生労働大臣指定試験登録機関
公益財団法人
東洋療法研修試験財団